

「お取引に関する重要事項確認書【新コムストックローン・野村証券】」一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社  
(下線部分が改正箇所)

改正案	現 行
日本証券金融株式会社(日証金)	(同 左)
<p>本確認書は、「新コムストックローン・野村証券」のご契約前に、お客様にご契約内容をご理解およびご同意いただくためのものです。 コムストックローン約款、個人情報の取扱いに関する同意事項および反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項をよくお読みいただき、下記項目の内容をご確認のうえ、その取扱いにご同意ください。</p> <p><b>1. お取引に関する説明</b></p>	(同 左)
<p><b>利用条件</b> (参照:「約款」第2条第5項) 野村証券の「野村ネット&amp;コール口座」はご利用いただけ<b>ない</b>ほか、本・支店口座の場合でも他の証券担保ローンを契約されているお客様はご利用いただけ<b>ません</b>。また、担保有価証券が値下がりした場合の緊急時などには、日証金から連絡することがありますので、<b>日証金からの電話、Eメールを受け取れるようにしてください</b>。なお、長期にわたりご不在にされる場合はあらかじめご連絡ください。</p>	(同 左)
<p><b>契約期間</b> (参照:「約款」第2条第7項~第9項) 契約期間は1年間となっておりますが、<b>1年ごとに契約更新の審査を実施いたします</b>。契約は原則として75歳までですが、日証金が定める一定の条件を満たす場合には80歳まで可能です。契約更新をしない場合は、契約期間満了日にご融資金およびお利息を全額弁済していただくこととなります。なお、審査により契約の更新をお断りする場合があります。 更新審査の結果は、日証金ウェブサイトにてご通知いたします。なお、担保有価証券のうち融資適格銘柄(融資時において担保評価の対象となる銘柄で、次項の融資不適格銘柄以外の銘柄となります。)の時価額に対する融資残高の割合が70%未満の場合(融資不適格銘柄を除いた銘柄の時価額に対する融資残高の割合が70%以上の場合)は、契約更新ができません。</p>	(同 左)
<p><b>担保の取扱い</b> (参照:「約款」第3条) ご契約が成立いたしますと、<b>お客様が野村証券の証券口座に保有されている国内上場株式等の有価証券は担保として差し入れられます</b>。なお、担保有価証券には融資時の担保評価の対象とならない融資不適格銘柄(日証金ウェブサイトでご確認いただけます。)があります。また、<b>担保有価証券の返戻(担保有価証券を売却したときを除きます。)</b>は、<b>原則としてできません</b>。 お客様が新たに買い付けられた株式等は、受渡日をもって自動的に担保となります(担保</p>	(同 左)

改正案	現 行
<p>残高として日証金ウェブサイトに表示されるのは、受渡日の翌営業日となります。)</p> <p>お客様が金融商品取引法に基づく「大量保有報告書」を提出されている場合は、担保の差入れまたは返戻に伴い、「変更報告書」の提出が必要となることがあります。詳しくは管轄の財務局へお問い合わせください。</p>	
<p><b>融資限度額、融資方法</b> (参照:「約款」第4条第1項)</p> <p><b>融資限度額は、担保有価証券のうち融資適格銘柄(融資適格銘柄以外の融資不適格銘柄は日証金ウェブサイトでご確認いただけます。)の時価額に60%(一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%)を乗じた金額とし、5,000万円を上限とします。</b></p> <p>ご融資は、お客様のお届出銀行口座に振り込むことにより、申込受付日の当日(14:30以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日)または翌営業日(16:00以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日)に実行いたします。</p> <p>融資限度額は、お客様が担保有価証券の発行会社の役員等の場合は3,000万円を上限とする場合があります。また、お客様との取引状況、担保内容等により、契約更新時等において上限を変更する場合があります。</p>	(同 左)
<p><b>返済方法</b> (参照:「約款」第4条第2項)</p> <p>ご返済の方法は、次の随時返済と売却返済があります。</p> <p>(1) 随時返済(いつでもご返済いただけます。)</p> <p>振込返済(日証金銀行口座への振込み)</p> <p>預り金返済(お客様の野村証券口座の預り金を返済に充当)</p> <p>(2) 売却返済</p> <p>担保を売却した場合の売却代金を返済に充当(売却後の担保状況により自動的に返済に充当されます。)</p>	(同 左)
<p><b>融資利率</b> (参照:「約款」第4条第3項)</p> <p><b>金融情勢が変化した場合等は融資利率を変更することがあります。</b> 変更する場合は、事前にEメールおよび日証金ウェブサイトでご通知いたします。融資利率は、基準金利によることを原則としますが、一部のお客様に対し、融資残高、担保内容等により優遇利率を適用する場合があります。</p> <p>融資残高(月平均融資残高)による優遇利率が適用される場合、優遇利率は、基準金利から一定の利差を差し引いた利率とし、基準金利が変動した時は原則として変更後の基準金利から同利差を差し引いた利率とします。</p> <p>直近のご融資利率は、日証金ウェブサイトでご確認ください。</p>	<p><b>融資利率</b> (参照:「約款」第4条第3項)</p> <p><b>金融情勢が変化した場合等は融資利率を変更することがあります。</b> 変更する場合は、事前にEメールおよび日証金ウェブサイトでご通知いたします。なお、一部のお客様に対し、融資残高、担保内容等により優遇利率を適用する場合があります。直近のご融資利率は、日証金ウェブサイトでご確認ください。</p>
<p><b>担保不足</b> (参照:「約款」第5条)</p> <p><b>担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となった場合は、担保不足の状態となります。</b> 担保不足となった場合は、書面もしくはEメールで通知いたしますので、5営業日以内に担保の追加差入れまたは融資金の一部返済により60%(一銘柄</p>	(同 左)

改正案	現 行
<p>の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%)までご改善ください。 また、<b>担保不足その他日証金が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合は、日証金の指示により必要な範囲でお客様の野村証券口座からの出金が停止されます。</b></p>	
<p><b>担保処分</b> (参照:「約款」第6条、第7条) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が90%以上(融資残高が3,000万円超1億円以下の場合は85%以上、融資残高が1億円超5億円以下の場合は80%以上)となったときや取引約定に違反したとき等の一定の事由に該当した場合は、<b>全額ご返済いただくこととなります。ご返済がない場合は、日証金で担保有価証券を売却処分し、ご融資金およびお利息に充当することとなります。</b></p> <p>担保有価証券の売却処分は野村証券の日証金口座で行います(この場合、お客様の未約定の売却注文は失効いたします。)。売却後の余剰担保有価証券は、お客様の野村証券の証券口座へ返戻いたします。なお、返戻後、特定口座へ再入庫することはできません。</p> <p>お客様は、担保有価証券の売却処分に関して株式等にかかる譲渡所得等の課税につき確定申告を行う必要があります。また、適用されない優遇税制があります。</p>	<p><b>担保処分</b> (参照:「約款」第6条、第7条) 担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が90%以上(融資残高が3,000万円超1億円以下の場合は85%以上、融資残高が1億円超3億円以下の場合は80%以上)となったときや取引約定に違反したとき等の一定の事由に該当した場合は、<b>全額ご返済いただくこととなります。ご返済がない場合は、日証金で担保有価証券を売却処分し、ご融資金およびお利息に充当することとなります。</b></p> <p>担保有価証券の売却処分は野村証券の日証金口座で行います(この場合、お客様の未約定の売却注文は失効いたします。)。売却後の余剰担保有価証券は、お客様の野村証券の証券口座へ返戻いたします。なお、返戻後、特定口座へ再入庫することはできません。</p> <p>お客様は、担保有価証券の売却処分に関して株式等にかかる譲渡所得等の課税につき確定申告を行う必要があります。また、適用されない優遇税制があります。</p>
<p><b>2. 個人情報の取扱いに関する説明</b></p> <p><b>個人情報の利用目的</b> (参照:「個人情報の取扱いに関する同意事項」第1項) 日証金は、お客様の個人情報を融資申込みの受付、法令に基づく取引時確認、融資取引の管理、その他お客様との取引を適切かつ円滑に履行するために必要な範囲で利用いたします。</p>	<p>(同 左)</p>
<p><b>個人情報の第三者提供</b> (参照:「個人情報の取扱いに関する同意事項」第3項、第4項) 日証金は、<b>お客様の個人情報を利用資格の確認および取引における担保管理等のため、必要な範囲で野村証券に提供いたします。</b>また、日証金は、利用資格の確認、貸出審査および取引における管理等を行うため、必要な範囲で野村証券からお客様の個人情報を取得いたします。</p>	<p>(同 左)</p>
<p><b>3. 反社会的勢力の排除に関する説明</b></p> <p><b>反社会的勢力でないことの表明・確約</b> (参照:「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」) お客様には、お客様が暴力団員等に該当しないことを表明・確約していただくとともに、暴力的な要求行為等に該当する行為を行わないことを確約していただきます。お客様が暴力団員等に該当し、または暴力的な要求行為等を行うなど、日証金がお客様との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、日証金からの請求により全額ご返済いただくこととなります。</p>	<p>(同 左)</p>

